

(案)

5 保医医安第 号
令和 5 年 月 日

都内の病院開設者 様

東京都保健医療局医療政策部長
(公 印 省 略)

**病床が全て稼働していない病棟等を有する医療機関における
病床の稼働について**

平素から都の医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 2 月 7 日付医政地発 0207 第 1 号による厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」（以下「国通知」という。）により、過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟（以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関に対する都道府県の対応が示されているところです。

加えて、病棟は稼働しているものの、過去 1 年間使用していない病床（以下「非稼働病床」という。）が病床機能報告により見受けられます。

つきましては、非稼働病棟及び非稼働病床（以下「非稼働病棟等」という。）を有する医療機関におかれましては、下記のとおり令和 6 年 3 月末までに非稼働病棟等を解消していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 目的

配分されている既存病床が各医療機関において適切に稼働運営されること

2 対象の医療機関

令和 4 年 3 月 31 日以前より一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される非稼働病棟等を有する病院

3 対象の医療機関が行うこと

令和 6 年 3 月 31 日までに次のいずれかの対応を行ってください。

- (1) 稼働していない病床を稼働して、病棟等を再開する。
- (2) 非稼働病棟等の「具体的対応方針」を東京都に提出する。

※ 「具体的な対応方針」とは、病床稼働までのスケジュール、医療従事者の確保に係る方針や資金調達計画など病棟等再開に向けた具体的な計画のこと。

上記 (1)、(2) の見通しが立っていない医療機関は、速やかに東京都までご連絡ください。現況を確認した上で、個別に助言・指導を行います。

また、病床を稼働する予定がない等の理由で病床を返還する場合も、東京都へご連絡ください。必要な手続をご案内します。

4 令和 6 年 3 月 31 日までに 3 (1)、(2) を行わなかった場合

- (1) 地域医療構想調整会議に出席し、次の事項を説明してください。
 - ・病棟等を稼働していない理由
 - ・当該病棟等の今後の運用見通しに関する計画
- (2) 上記(1)の会議後、国通知「地域医療構想の進め方について」1. (1)イのとおり対応を求める場合があります。

【資料】

別紙「非稼働病棟等を有する医療機関の対応の流れ」（イメージ図）

問い合わせ先

【地域医療構想調整会議に関すること】

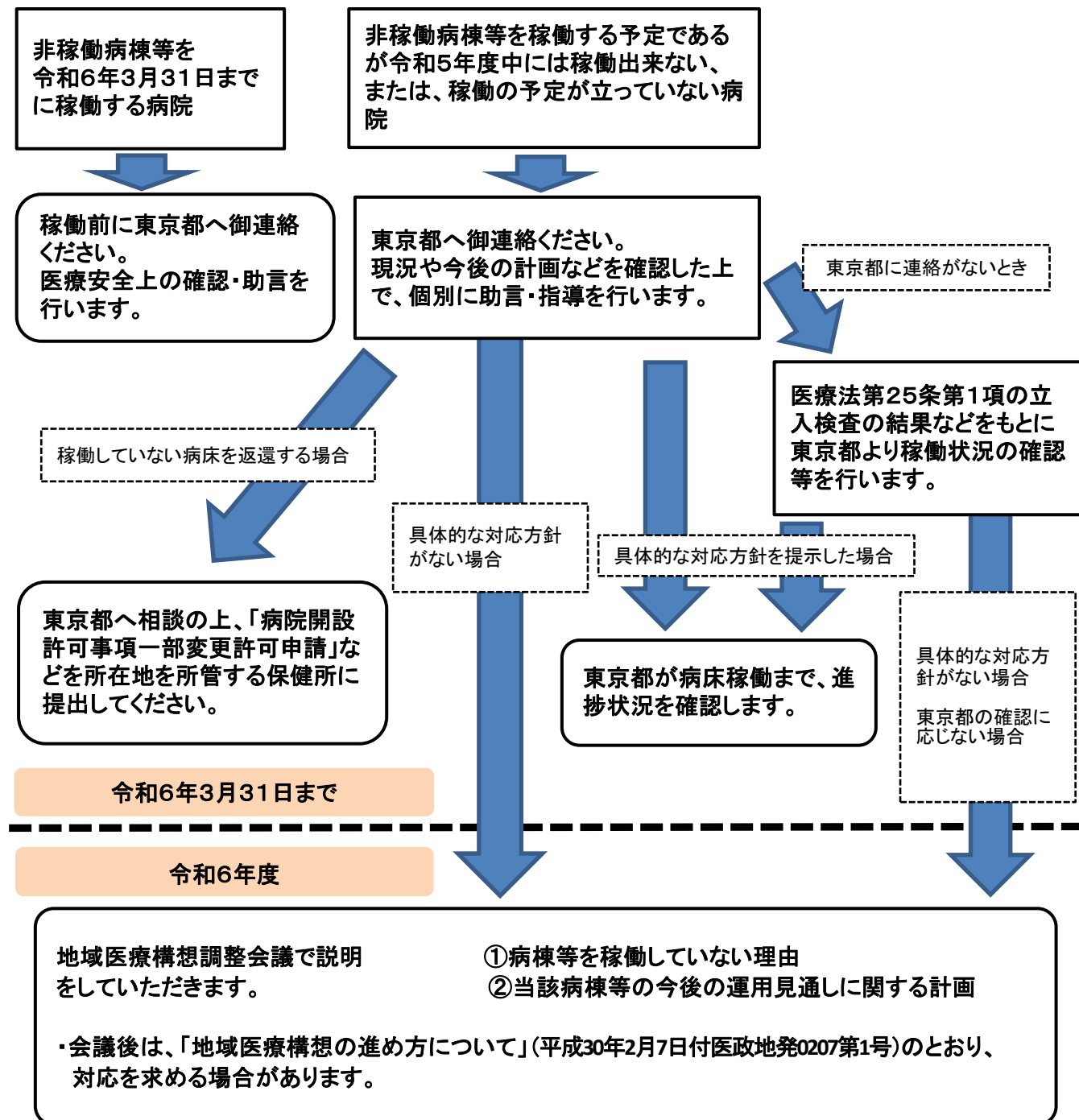
東京都保健医療局医療政策部医療政策課 地域医療構想担当
電話 (03) 5320-4425 (ダイヤルイン)

【病床の取り扱いに関すること】

東京都保健医療局医療政策部医療安全課 医務担当
電話 (03) 5320-4431 (ダイヤルイン)

非稼働病棟等を有する医療機関の対応の流れ

※ 令和4年3月31日以前より稼働していない病棟を有する医療機関
令和4年3月31日以前より稼働していない病床を20床以上有する医療機関



【連絡先】
東京都保健医療局医療政策部医療安全課
医務担当 03-5320-4431